

高齢者・障害者向けに 住宅を改造される方へ

現在、住んでいる住宅を高齢者や障害者の身体状況に適したものに改造（増改築を含む）を行う際に要した経費の一部を助成します。

希望される方は、いつでも申請してください。

◎対象者

次のいずれかに該当する者であって、いずれも対象者の属する世帯員の前年の収入（営業所得等の者は所得）合計が六〇〇万円未満の者

- ① おおむね65歳以上の介護を要する高齢者
- ② 身体障害者手帳一・二級の交付を受けている者
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている者

◎対象経費

この事業の対象となる経費は、対象者又はその親族が所有し、かつ対象者が居住する住宅について、次に該当する改造等の工事に要する経費です。

- ① 居室及び廊下等の改造
- ② トイレの改造

犬の登録と 狂犬病予防注射の お知らせ

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬については登録と狂犬病予防注射を受けなければなりません。（登録は平成7年4月から生涯1回となります。なお、注射は毎年必要）

必ず、制御できる方が連れてきてください。制御できないと注射はできません。

登録済みの方については、ハガキ（通知）が役場から送付されますので、当日、必ず持参してください。

- 実施期日 4月30日（水）
- 会場及び時間 役場前

- 午前9時20分～10時35分 ふれあい会館前
 - 午前10時50分～11時30分 注射料金 3,100円
 - 登録と注射 6,100円
- （新しく飼われた犬で生後91日以上）

- ③ 浴室の改造
- ④ 玄関の改造

- ⑤ 段差解消機及び階段昇降機の設置
- ⑥ ホームエレベーターの設置

◎補助基準額及び補助率

補助基準額は、一〇〇万円。次の世帯区分に応じた補助率となります。

- ① 生活保護世帯 10/10
 - ② 所得税非課税世帯 3/4
 - ③ その他の世帯 1/2
- ◎申請または、問い合わせ 保健福祉課福祉係 ☎38-13111内線33

高齢者住宅整備資金 貸付けのお知らせ

高齢者福祉の向上を図るため、高齢者の専用住宅を増築又は、改築される方に、資金の貸付けを行います。

- 希望される方は、四月三十日（水）までに保健福祉課福祉係へお申し込みください。
- ◎対象者 平成九年度に高齢者専用住宅を増築する方
- ◎貸付金額 二百五十万円

- 持参するもの 印鑑・愛犬手帳・ハガキ
- ◎ 新しく犬を飼われた方へ 新しく犬を飼われた方は、事前に保健衛生係まで連絡をお願いします。登録申請書を送付しますので、記入の上会場へおいでください。

※注意事項

- ・ 体調の悪い犬又は治療中の犬は注射を受ける前に獣医師に申し出てください。
 - ・ 今回の会場で受けられない場合は、ハガキをもって動物病院で受けてください。
 - ・ ふんの始末用にちり紙・ビニール袋等を持参してください。
 - ・ 犬が死亡、又は人に譲渡、転居等した場合は、役場へ連絡してください。
- なお、不明な点がありましたら保健衛生係までお問い合わせください。 ☎38-13111

乳児一般健康診査 受診票交付の お知らせ

医療機関に委託して行われる「乳児一般健康診査」の受診票を、平成9年4月1日から生後10ヵ月児を対象に交付すること

- ◎ 貸付利率 年利三・二%
- ◎ 償還方法 元利均等月賦償還
- ◎ 保証人 本町に住所を有する連帯保証人 二名

国民年金の 異動手続きは 済みましたか？

三月・四月は就職や退職など異動の多い時期です。

異動によって国民年金の加入や喪失の手続きが必要です。なお、この異動にともない、扶養されている配偶者も届出が必要となります。

手続きを忘れていると将来不利になることがありますので、速やかに役場住民係まで届け出てください。

国民年金の保険料額が 変わります

国民年金の保険料は平成九年四月分から一二、八〇〇円に改定されます。（付加保険料は今までと同額の四〇〇円です。）

になりました。（従来は7ヵ月児対象）

受診票は、生後10ヵ月になる前の月に郵送しますので確認をお願いします。

交付済の受診票（7ヵ月児用）をお持ちの方は、早めに医療機関で受診してください。

お問い合わせなどありましたら保健衛生係（内線32）までお願いします。

固定資産課税 台帳の縦覧の お知らせ

平成9年度固定資産課税台帳を左記により縦覧します。縦覧は、固定資産税の基になる自分の資産の把握のみならず評価額や課税標準額等も確定する効力も有しています。

- 一、期間 4月2日～4月21日

- （執務時間中）
- 二、縦覧場所 小須戸町役場税務課（一階）

健康相談

母子手帳 発行日の お知らせ

妊婦及び乳幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談と母子手帳の発行を行っております。

- 日時 4月7日（月）・14日（水）・21日（日）
 - 28日（月）
 - 午前9時～11時30分
 - 午後1時～4時30分
 - 会場 役場保健センター
- ※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。（印鑑を持参してください。）

補聴器

巡回相談

専門の補聴器相談員が、無料でご相談に応じます。お気軽においでください。

〈実施者〉

▼新潟リオン

- ・ 時間 午後1時～1時30分まで
- ・ 相談日 4月7日（月）・14日（月）
- 21日（月）・28日（月）

▼キコ工補聴器

- ・ 時間 午後3時30分～4時まで
- ・ 相談日 4月2日（水）・16日（水）

〈会場〉

いずれも、役場保健センターロビー

心配ごと 相談

会場 老人福祉センター
時間 午後1時～3時30分

4月の相談日

- 1日（火） 吉田 吉平・青柳 光男
 - 8日（火） 成田 ノリ・五十嵐 節
 - 15日（火） 佐藤 三雄・本望 清策
 - 22日（火） 木村 敬三郎・荒木 幸平
- ※相談は無料、秘密厳守。

無料 法律相談

相談日 4月23日（水）
時間 午前9時30分～12時まで
会場 役場 保健指導室（二階）

相談員

- 古川 兵衛 弁護士
 - 伊藤 正人 行政相談員
- 申し込みは前日までに役場住民係へ電話（38-13111番内線37番）でお願います。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

行政相談

国、地方公共団体が行う行政サービスについて皆さんの声を聞き、行政の運営改善等、相談に応じます。

相談日

- 4月11日（金）
- 午前9時～11時まで
- 会場 役場 保健指導室（二階）
- 相談員 伊藤 正人 行政相談員

白根衛生 センター 組合より お知らせ

四月一日から、し尿収集手数料と火葬場使用受付時間が次のように変わります。

- 【し尿収集手数料】
- 基本料金（一回一ヶ所）一〇五円
- 一八〇円
- ※改正料金に消費税五%が含まれております。

【火葬場使用受付時間】

- 新受付時間と受付場所
- 一、午前八時三十分～午後五時 受付場所 白根衛生センター組合 火葬場
- 二、午後五時～翌日の午前八時三十分 受付場所 白根市役所